

議案第 11 号

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

野田市国民健康保険条例（昭和43年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るもの除去。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第2号中「8, 400円」を「16, 600円」に改め、同条第3号イ及びウ中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第16条から第19条までを次のように改める。

第16条から第19条まで 削除

第20条中「又は第16条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第36条及び第37条において同じ。）」を削る。

第21条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第22条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第23条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第24条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第2号中「11, 600円」を「12, 900円」に改める。

第25条から第27条までを次のように改める。

第25条から第27条まで 削除

第28条中「又は第25条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第22条の後期高齢者支援金等賦課額と第25条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第36条及び第37条において同じ。）」を削り、「220, 000円」を「240, 000円」に改める。

第29条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第36条第1項中「となり、若しくは特例対象被保険者等でなくなった」を「となった」に改め、「、第16条」及び「若しくは第25条」を削り、「又は減少した」を「若しくは減少した」に改め、「場合を除く。」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「又は第18条」を削り、同条

第2項中「、第16条、第22条若しくは第25条」を「若しくは第22条」に改め、「又は第18条」を削る。

第37条第1項各号列記以外の部分中「又は第16条」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第2項中「又は第16条」及び「又は第25条」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第3項中「又は第16条」を削る。

第38条の2第1項及び第2項第1号中「又は第18条」を削り、同条第3項中「又は第18条」及び「又は第27条」を削る。

第38条の3第1項中「又は第16条」を削り、同条第2項中「又は第16条」及び「又は第25条」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第3項及び第4項中「又は第16条」を削り、同条第5項中「又は第16条」及び「又は第25条」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第6項中「又は第16条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の野田市国民健康保険条例第6章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

千葉県が示す標準保険料率との乖離を縮小することを目的として保険料率を改定するとともに、国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、退職被保険者等、後期高齢者支援金等賦課限度額及び軽減判定所得に関する規定等を整備しようとするものである。

参考資料

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市国民健康保険条例（昭和43年野田市条例第25号）

改 正 案	現 行
<p>(基礎賦課総額)</p> <p>第 12 条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第37条、第38条の2及び第38条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第43条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第 12 条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る</u>基礎賦課額(第37条、第38条の2及び第38条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第43条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用(<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>)の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(<u>千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。</u>)の額</p>

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合

算額

ア (略)

イ 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものと除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものと除く。)の額

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費

く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。))

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものと除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものと除く。)の額

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものと除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費

用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)
(基礎賦課額)

第13条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、

用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

(3) (略)
(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第13条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、

これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第37条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第37条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)
(基礎賦課額の保険料率)

第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
(1) (略)
(2) 被保険者均等割 被保険者1人について16,600円
(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウ

には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第37条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第37条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)
(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
(1) (略)
(2) 被保険者均等割 被保険者1人について8,400円
(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウ

までに定めるところにより算定した額
ア (略)

イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 1世帯について 12,300 円

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月の翌月から同日の属する月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 1世帯について 18,450 円

第16条から第19条まで 削除

までに定めるところにより算定した額
ア (略)

イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 1世帯について 12,300 円

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月の翌月から同日の属する月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 1世帯について 18,450 円

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第16条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第17条 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第15条第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第18条 第16条の被保険者均等割額は、第15条第2号に規定する額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第19条 第16条の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条第3号アに規定する額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であつて当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条第3号イに規定する額
- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であつて当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月の翌月から同日の属する月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条第3号ウに規定する額

(基礎賦課限度額)

第20条 第13条の基礎賦課額は、650,000円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第21条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第37条、第38条の2及び第38条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第43条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができます。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部

第20条 第13条又は第16条の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額をいう。第36条及び第37条において同じ。)は、650,000円を超えることができない。(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第21条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第37条、第38条の2及び第38条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第43条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額と/orすることができる。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部

分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(後期高齢者支援金等賦課額)

第 22 条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第 23 条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第 1 号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第 24 条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 被保険者均等割 被保険者 1 人について 12,900 円

第 25 条から第 27 条まで 削除

分であって、千葉県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第 22 条 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第 23 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第 1 号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第 24 条 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 被保険者均等割 被保険者 1 人について 11,600 円

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第 25 条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算

	<p><u>定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。</u> <u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第 26 条</u> 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第 24 条第 1 号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。 <u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)</u></p> <p><u>第 27 条</u> 第 25 条の被保険者均等割額は、第 24 条第 2 号に規定する額と同額とする。 <u>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</u></p> <p><u>第 28 条</u> 第 22 条又は第 25 条の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 22 条の後期高齢者支援金等賦課額と第 25 条の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 36 条及び第 37 条において同じ。)は、<u>220,000 円</u>を超えることができない。</p> <p><u>(介護納付金賦課総額)</u></p> <p><u>第 29 条</u> 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第 37 条及び第 38 条の 3 の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 43 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入</p>
	<p><u>ア 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</u></p> <p><u>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入</u></p>

(法第 72 条の 3 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第 36 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は 1 世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第 13 条、第 22 条の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第 30 条の額又は次条第 1 項各号(同条第 2 項又は第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第 38 条の 2 第 1 項(同条第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第 15 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額、第 38 条の 2 第 2 項第 1 号(同条第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第 38 条の 3 第 1 項各号(同条第 2 項又は第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第 4 項各号(同条第 5 項又は第 6 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若し

(法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第 36 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は 1 世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、若しくは 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなり、若しくは国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となり、若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第 13 条、第 16 条、第 22 条若しくは第 25 条の額(被保険者数が増加し、又は減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第 30 条の額又は次条第 1 項各号(同条第 2 項又は第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第 38 条の 2 第 1 項(同条第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第 15 条又は第 18 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額、第 38 条の 2 第 2 項第 1 号(同条第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第 38 条の 3 第 1 項各号(同条第 2 項又は第 3 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第 4 項各号(同条第 5 項又は第 6 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若し

くは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条若しくは第22条の額若しくは第30条の額又は次条第1項各号に定める額、第38条の2第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第38条の2第2項第1号に定める額、第38条の3第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第37条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に295,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる

護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となり、若しくは特例対象被保険者等でなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条、第16条、第22条若しくは第25条の額若しくは第30条の額又は次条第1項各号に定める額、第38条の2第1項に定める第15条又は第18条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第38条の2第2項第1号に定める額、第38条の3第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第37条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に290,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる

ものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に545,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 前項(第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。)の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第22条」と、「650,000円」とあるのは「240,000円」と読み替えるものとする。

3 第1項(第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。)の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第30条」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第38条の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額

ものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に535,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 前項(第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。)の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第22条又は第25条」と、「650,000円」とあるのは「220,000円」と読み替えるものとする。

3 第1項(第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。)の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条」とあるのは「第30条」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第38条の2 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額

は、第 15 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額を控除して得た額とする(次項に掲げる場合を除く。)。

- 2 当該年度において、第 37 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第 15 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 37 条第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) (略)

- 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項及び前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条」とあるのは「第 24 条」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

- 第 38 条の 3 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 13 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が 650,000 円を超える場合には、650,000 円)とする(第 4 項に掲げる場合を除く。)。

(1)・(2) (略)

- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 22 条」と、「650,000 円」とあるのは「240,000 円」と読み替えるものとする。

- 3 第 1 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限

は、第 15 条又は第 18 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額を控除して得た額とする(次項に掲げる場合を除く。)。

- 2 当該年度において、第 37 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第 15 条又は第 18 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 37 条第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) (略)

- 3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項及び前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条又は第 18 条」とあるのは「第 24 条又は第 27 条」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

- 第 38 条の 3 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 13 条又は第 16 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が 650,000 円を超える場合には、650,000 円)とする(第 4 項に掲げる場合を除く。)。

(1)・(2) (略)

- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条又は第 16 条」とあるのは「第 22 条又は第 25 条」と、「650,000 円」とあるのは「220,000 円」と読み替えるものとする。

- 3 第 1 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限

る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 30 条」と、「650,000 円」とあるのは「170,000 円」と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、第 37 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 13 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が 650,000 円を超える場合には、650,000 円)とする。
(1)・(2) (略)
- 5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 22 条」と、「650,000 円」とあるのは「240,000 円」と読み替えるものとする。
- 6 第 4 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 30 条」と、「650,000 円」とあるのは「170,000 円」と読み替えるものとする。

る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条又は第 16 条」とあるのは「第 30 条」と、「650,000 円」とあるのは「170,000 円」と読み替えるものとする。

- 4 当該年度において、第 37 条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 13 条又は第 16 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が 650,000 円を超える場合には、650,000 円)とする。
(1)・(2) (略)
- 5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条又は第 16 条」とあるのは「第 22 条又は第 25 条」と、「650,000 円」とあるのは「220,000 円」と読み替えるものとする。
- 6 第 4 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条又は第 16 条」とあるのは「第 30 条」と、「650,000 円」とあるのは「170,000 円」と読み替えるものとする。